

## 第4章 環境配慮に向けた制度とネットワーク

### 第1節 開発における環境配慮

#### 1 環境影響評価

##### 現況

環境影響評価とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度です。

本県では、環境影響評価法（平成11年6月）の施行を受け、熊本県環境影響評価条例を平成13年4月に施行しました。この条例は、法よりも対象事業を拡大し、地下水保全及び干潟・藻場などの保全の観点から規模要件も強化しています。

さらに、手続面では、住民参加の機会拡大のための公聴会や事業実施後のフォローのための手続きを設けるとともに、審査の専門性、信頼性の確保のため、環影響評価審査会から意見を聴くこととしています。

表4-1-1 平成17～19年度 環境影響評価法及び条例による審査件数

対象事業及び規模要件		H17	H18	H19
法	道路 延長10km以上かつ4車線	1		
条例	廃棄物最終処分場 新設全て	1	2	2
	公有水面埋立 面積25ha(干潟等を含む場合5ha以上)			1

過去3年間に法及び条例に基づき環境影響評価について審査を行った件数は、表4-1-1のとおりです。

また、法や条例に該当しない比較的小規模な事業について、県の率先的な取組みとして、県公共事業を対象とした、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱を平成10年度から施行するとともに、さらに小規模な公共事業については、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを平成15年度に策定し、環境配慮のための取組みを行っています。

##### 課題

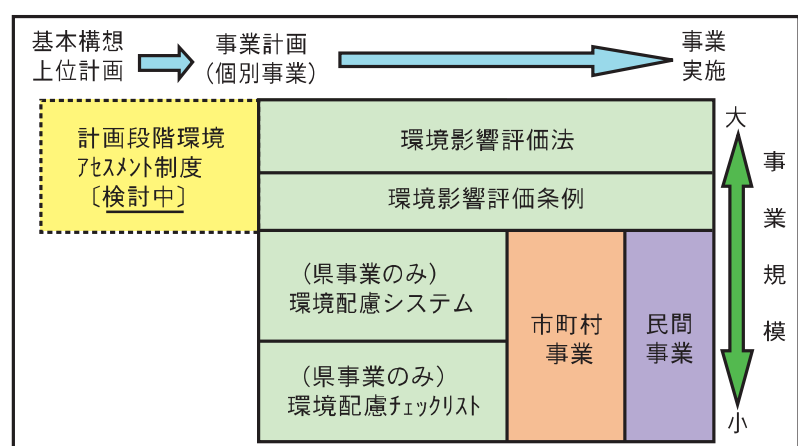
現在の環境影響評価は、一般的にある程度事業計画が固まった段階で実施するために、大幅な計画の変更を伴う環境への配慮が行われにくいことから、より早い段階から環境への配慮を図るための制度が必要になっています。

また、法や条例の対象とならない比較的小規模な市町村等の事業についても、県事業と同様に環境への配慮が求められています。

##### 取組

現在、県の公共事業を対象として、事業計画の策定段階などのより早い段階から環境配慮を図ることができる仕組み（計画段階環境アセスメント制度）を検討しています。この制度を構築することにより、より早い段階からの適正かつ効果的な環境保全措置が可能となります。また、市町村に対して、法や条例の対象とならない公共事業についての環境配慮のための仕組み等が導入されるよう支援するため、毎年研修会を開催しています。

図4-1-1 環境影響評価制度



## 2 土地利用

### 現況

平成19年の県土面積は7,405.2km<sup>2</sup>で森林が4,641.7km<sup>2</sup> (63%) と最も多く、次いで農用地が1,277.0km<sup>2</sup> (17%) となっていますが、農用地においては減少傾向にあります。一方、住宅地と工業用地、その他の宅地を合わせた宅地358.9km<sup>2</sup> (5%) は、全体に占める割合は少ないものの増加傾向にあります。

### 課題

土地は現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であり、良好な環境に配慮して、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることが求められています。

### 取組

本県では、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、「計画の策定」及び「規制」に関する措置により、計画的な土地利用を推進しています。

まず、「計画の策定」については、土地利用にあたって公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある県土利用の確保を図ることを基本理念として、適正な土地利用の基本方針となる国土利用計画（熊本県計画）を定めています。また、市町村が県計画と同様の趣旨から各市町村のエリアに関する国土利用計画（市町村計画）を定めるにあたっては、その策定に関し支援を行っています。

さらに、土地利用についての各個別規制法（都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法等）に基づく諸計画を総合調整するための総合的な土地利用に関する県の計画として、熊本県土地利用基本計画を策定し調整を行っています。

次に「規制」については、土地取引に関し本県では、許可・事前届出制度の規制対象となる区域は指定されていないため事後届出制度が適用されます。この事後届出制度は、その土地の適正な土地利用の審査を行うことによって、乱開発や無秩序な土地利用を防止することを目的として、一定面積以上の土地取引が行われた場合に土地取引売買届出書を提出することとなっています。

この制度を通して、土地を利用する方々に対し土地取引という早期の段階から、様々な土地利用計画に沿った適正な土地利用に誘導することにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進しています。

図4-1-2 平成19年度「土地利用現況把握調査 (H18.10.1現在)」(熊本県地域政策課)による

